■座談会■ —第2部—

語れば長きことながら……

市町村15年の思い出あれこれ

選挙をすれば米軍がニラミをきかし、供米督励では、ゴム長はいてかけずり廻り、財政のヤリクリに四苦八苦、税金徴収は役場職員を総動員……これは終戦後の混乱期から、ずつとこの道を勤めてきた方々にきく、泣き笑いの地方自治十五年……。

ひと月に選挙が四つも

司会　地方自治法制定、つまり新らしい自治制度ができまして、今年で十五周年を迎えたわけですが、今日は、この十五年間をかえりみての思い出話を通じ、今日の輝かしい自治が築かれるまでのご労苦をしのび、さらに、これからの地方自治の進むべき道にも触れて頂きたいと思います。

まず最初は……当時は選挙が大きな問題でしたね。吉田町長さん選挙に出られた立場から……

吉田　私は二十二年第一回公選に出て県議になつたんですが、出馬の動機は、混乱した時期なので、一つやつてやろうということでしたが……選挙戦の方法もわからず苦戦でしたよ。

いざ県議になつてみると、県政というのははたで見ているより難かしく、どうすればいいか悩みました。私なりの勉強で政治というものに自信も出ましたがね。それが今、町長をやつていく上に大変勉強になつています。

司会　長岡地方課長さんは、当時芦北事務所の総務課長をやつておられたので、選挙管理事務の面からどうぞ……。

長岡　あの頃は大きくわけると、ひと月に選挙が四つありましたよ。国会議員が二つ。それに知事と県議、市町村が長と議員。それで最初の選挙事務がまだまとまらぬうちにまた次の選挙がある……。

こんな調子で、ひと月に四回もやつたんですから、その間は全く他の仕事は棚上げでした。

司会　二十七年の十月が第二十五回の衆議院議員選挙で、独立後のはじめての選挙でしたね。追放も解除されて……。

鈴木　そうですね。それまでは米人が投票所へいつて巡つたりしましたね。

二十五年頃でしたか、私が鹿本事務所にいたとき、芦北郡と鹿本郡が投票率を競争しましてね。

島根県あたりは一〇〇%というのがあるものですからヨーシ負けるものかと……（笑）

吉田　あの当時は一〇〇%というのがありましたかね。

田辺　えゝ、九九%というのもあちこちありましたよ。

長岡　当時は、在宅不在投票というのができていましたからね。

病人で投票へ行けない人は、自宅で立会人のもとで投票できたんですよ。

田辺　その在宅不在投票というので、投票率も上りましたね。

鈴木　米人が投票所に巡つてきたときのことで思い出しましたが、ある村で、きたない幕を張つて、その中に頭をつつ込んで記名するようにしていたんです。それを立派だとものすごくほめましてね、見上げたものだと……（爆笑）

苦労した供米と中学新設

司会　それから、当時を思うとき頭に浮ぶのが米の供出問題でしよう。

松岡　そうそう、鈴木さんはその頃鹿本事務所長だつたですね。

鈴木　そうです。その頃貰つた供出督励用の特配の長靴を、まだ持つていますよ。今でも災害の時も役にたちます。（笑）

司会　何俵何斗何升何合というところまで云つていましたからね（笑）

鈴木　私はあのとき、自分のところの供出が、他の郡市におくれているといつて、夜中に知事から電話で叱られるということが何度もありましたよ。

松岡　あの頃の全国の知事は〝供米知事〟（笑）

司会　ではこのへんで、例の六・三制の教育問題に入りましようか。

当時は、中学校の校舎は都市の戦災地はもちろん、農村でも独立の中学を持つものはなく、小学校との併設が多かつたので、小学校と中学校の校長さんが摩擦を起すということもありましたね。

長岡　当時の模様を文献から拾つてみますと、二十一年にアメリカが日本の民主化のために教育使節団を日本に送り、教育の民主化のための勧告をし、二十二年に「教育基本法」と「学校教育法」ができまして、六・三制で中学を作れということでした。

当時は超均衡予算をとり、補助金はやらないが、六・三制を作りなさいという。資材はなく物価は上るで、為政者の方は苦労が多かつたですね。

司会　米の割当てとこの六・三制の学校建築等をめぐつて、市町村長さん方が退職しなければならなくなつたり、リコールが起きたりしましたね。

深川　私のところも、学校問題では苦労しました。財政は貧弱で、教育の理想としてはいいが、学校ができるのかどうかで、村会も三十回位協議をする等して、やつとやつてのけました。

司会　当時は、農地が少いのに校地は必要で、いろいろと苦心されたでしよう。

深川　こんなこともありましたよ。中学校の校舎はできたんですが、隣りあわせの小学校との中間にあつた民家の立ち退きができないのです。

町村合併直前までの長い間、運動場のまん中にその家が建つていました。最後にやつと買収ができて運動場が完成しました。

司会　農地といいますと、時代はもとに戻りますが、農村では農地法が二十一年十一月実施されるという、これ又多難な改革がありました。

問題もこれに附随して多かつたと思いますが……。

松岡　農地問題では、県、市町村長はその精力の半分以上をこれに費やすという有様でした。

長岡　農地問題は重要問題でしたからねえ。農村の生活革命ともいえる程……。

自治消防と自治警察

司会　消防のことはどうでしよう。

吉田　二十三年ですか、消防組織法が制定されましたのは。これから間接消防から自治消防に移行したわけです。

その場合、各県のように本県にも消防協会を作ろうじやないかということで、他の四名の方々と相談しまして、熊本市役所の川向うの大神宮さん等で何回も会合し、また、占領軍から変な目で見られはしないかと心配しながら、やつとつくりあげたものです。おかげで今日このように発展しています……。

松岡　それは忘れられない思い出でしようね。

司会　芦北の町長さんは消防にご熱心だと聞いていましたが、そういう時代からのご関係でしたか。

それから自治警への切りかえ。これが二十三年に行われています。小さな町村にまで警察をおいてすべてやらなければならない、ということでしたね。

田辺　八代には市内に国家警察と地方警察両方の庁舎があつたんです。一番問題になりましたのが、警察官の給与の問題でした。あとで県警一本になつた際、給与のバランスをとるのに大変困つたものです。

長岡　犯人を逮捕する上にも当時は隣村との連絡がうまく行かず、このため犯人の検挙率がどうのこうのと、住民からの批判も強かつたですね。それなんかが二十六年に今の警察制度になるきつかけにもなつたんでしようけれど……。

岡本　自治体警察もいい面もありましたね。役所と親しくして……。住民との関係も市役所と似たものに考えられていましたね。

泣かされた税金徴収

司会　次には例の税金問題に入りましようか。

岡本　シャウプ勧告で税制が改革されましたね。その頃の税収を熊本市を例にとると、全国三百ばかりの市のうちビリから二番。（笑）徴収率は僅かに五〇・五%。こういうのが二十八年まで……。

その建て直しに困つたわけです。「税金なんか納むると引き合わん」（笑）これでしたね。

市を子供に例えれば、新制中学位のとき終戦となり、その後食いざかりの時代に食べるものも食べられなかつたという状況でしたので、それから後の市町村行政も大変だつたわけですよ。

その頃は、市長、助役以下総動員で徴収に歩いたんですからね。

深川　それに県税の附加税が増額になりましたね。それで農村では特に往生していましたよ。村税の徴収率が低下したのもその当時です。

鈴木　県税の場合、皆さん方は「税金は役所のほうからとりに来るものだ」という考えに変つてしまつていた。それで出張していつては少しづつ頂戴してくる（笑）そういうかつこうでしたが、市町村税の方はどうでしたか。

岡本　やはり同じでしたよ。机について待つていたんでは全然は入つてきませ

出席者〈発言順〉

吉田富士夫氏（芦北町長）
田辺明氏（八代市総務課長）
松岡太門氏（元県総務部次長）
深川唯男氏（河内芳野村議会議長）
岡本俊氏（熊本市総務部長）

〈司会〉
河津寅雄氏（熊本県町村会々長）

〈オブザーバー〉
鈴木県総務部次長
長岡県地方課長